

関係法令集成

(頁)

【電気通信事業法関係】

- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄) …法令 1
- 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)(抄) …法令 19
- 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(抄) …法令 20

【放送法関係】

- 放送法(昭和25年法律第132号)(抄) …法令 29
- 放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則(抄) …法令 33
- 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)(抄) …法令 34
- 放送法施行規則の一部を改正する省令(平成23年総務省令第62号)附則(抄) …法令 38

【電波法関係】

- 電波法(昭和25年法律第131号)(抄) …法令 39
- 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)(抄) …法令 40
- 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)(抄) …法令 41

【電気通信紛争処理委員会関係】

- 電気通信紛争処理委員会令(平成13年政令第362号) …法令 42
- 電気通信紛争処理委員会事務局組織規則
(平成13年総務省令第154号) …法令 45
- 総務省電気通信紛争処理委員会事務局組織規程
(平成13年総務省訓令第232号) …法令 45
- 電気通信紛争処理委員会手続規則
(平成13年総務省令第155号) …法令 46
- 電気通信紛争処理委員会運営規程
(平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号) …法令 54
- 電気通信紛争処理委員会仲裁準則
(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号) …法令 59

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（基礎的電気通信役務の契約約款）

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 二 電気通信事業者及びその利用者に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。
- 六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

3・4（略）

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき

電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。を)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気通信役務であつて、基礎的電気通信役務である電気通信役務については、前項(第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は適用しない。

3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

き。

六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

4 5 6 (略)

(特定電気通信役務の料金)

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの(以下「特定電気通信役務」という。)に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種類ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数(電気通信役務の種類ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。)により定め、その料金指数(以下「基準料金指数」という。)を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数

以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 (略)

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。
- 二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。
- 三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。
- 四 電気通信事業者が提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務（保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）を除く。次号から第七号までにおいて同じ。）に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件（料金を除く。次号において同じ。）において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。

九 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に關し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したときは当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に關して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に

優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に對し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に對し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信業務に関する収支の状況その他その会計に關し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十一条 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主總會において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この条において「子会社」という。）に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七條第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該當する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特

定關係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定關係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信業務の提供に關する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定關係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3 第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に關し前條第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないうち、当該委託を受けた子会社に對し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。

4 総務大臣は、第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つてゐると認めるとき、又は前項前段の委託を受けた子会社（同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。）が前條第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行

為を行つていと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。

二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。

三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

7 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

（電気通信回線設備との接続）

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通

信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件であつて、その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、その認可を要しないものとする。

4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとし

て総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 前項第二号の総務省令で定める方法(同項第一号ロの総務省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信業務の提供の効率化が相当程度図られると認められるものとして総務省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。)は、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信業務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して原価を算定するものでなければならない。

6 総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項第二号に規定する原価に照らして不適当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

7 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件であつて、第三項の総務省令で定めるものについて接続約款を定め、その実施前に

総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

8 総務大臣は、前項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款で定める接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受け又は第七項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款（以下この条において「認可接続約款等」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

10 前項の規定にかかわらず、認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の認可を受けて、当該認可接続約款等で定める接続料及び接続条件と異なる接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件に該当するものにあつては、第四項各号（第一号イ及びロを除く。）のいづれにも適合しているものに限る。）のその設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更することができる。

11 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、認可接続約款等を公表しなければならない。

12 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る第四項第一号ロの総務省令で定める機能ごとに、通信量又は回線数その他総務省令で定める事項（第十四項において「通信量等」という。）を記録しておかなければならない。

13 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

14 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第五項に規定する接続料にあつては第二項の認可を受けた後五年を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過すること、それ以外の接続料にあつては前項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、通信量等の記録及び同項の規定による会計の整理の結果に基づき第四項第二号の総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするために、接続料を再計算しなければならない。

15 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

16 18 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備

として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的條件が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項（第七

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により届け出た接続約款によらなければならない。他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

7・8 (略)

(電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされておるときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、そ

の接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わなるときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わなるときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由と

することができない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画)

第三十六条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能(総務省令で定めるものを除く。)の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも同様とする。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た計画を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

(電気通信設備等の共用に関する命令等)

第三十八条 総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物(電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。)の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請が

されているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

- 2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(卸電気通信役務の提供についての準用)

- 第三十九条 第三十五条第三項から第十項まで及び前条第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。この場合において、第三十五条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、同条第三項及び第四項並びに前条第一項中「協定」とあるのは「契約」と、「第三十五条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは、「電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十八条第一項」と、前条第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、「第百五十六条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項」と読み替えるものとする。

(事業の認定)

第百十七条 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、

- 次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 申請に係る電気通信事業の業務区域
 - 三 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要
 - 3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(提供義務)

- 第百二十一条 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。
- 2 総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地等の使用権)

- 第百二十八条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）に在る者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下この節において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号) 第二百二十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの(第四項において「行政財産等」という。)を除く。以下「土地等」という。)を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用するものがあるときは、その者及び所有者。以下同じ。)に対し、その土地等を使用する権利(以下「使用权」という。)の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、認定電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合にすることができる。ただし、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年(地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年)とする。ただし、同項の協議又は第三百三十二条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めるときは、この限りでない。

4 総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者(その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令で定める者を含む。次項並びに第三百三十条第一項及び第三百十一条において同じ。)の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第一項の協議が調つた場合には、認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、総務省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を総務大臣に届け出るものとする。

7 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、認定電気通信事業者がその土地等の使用权を取得し、又は当該使用权の存続期間が延長されるものとする。

8 認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用权を消滅させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(裁定の申請)

第二百二十九条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者は、総務省令[※]で定める手続に従い、その土地等の使用について、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときはこの限りでない。

2 認定電気通信事業者は、使用权の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

(裁定)

第三百三十条 総務大臣は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

い。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告しなければならない。

4 前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」とする。

第三百三十一条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる。

第三百三十二条 総務大臣は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4 総務大臣は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめその土地等の所在する都道府県の収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損

失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5 総務大臣は、第二百二十九条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、認定電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十五条第八項から第十項までの規定は、第二百二十九条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十五条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「対価の額」と読み替えるものとする。

（線路の移転等）

第三百三十八条 使用権に基づいて線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、認定電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 認定電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者又は土地等の所有者は、総務省令で定める手続に従い、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 第三百三十条、第三百三十一条並びに第三百三十二条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期（前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の所有者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法）を定めなければならない。

7 第四項において準用する第三百三十二条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十五条第八項から第十項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「費用の負担の額」と読み替えるものとする。

(設置及び権限)

第四百四十四条 総務省に、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律、電波法及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第四百四十五条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員長)

第四百四十六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第四百四十七条 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認得られないときは、総務大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第四百四十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第四百四十九条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができな

いと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第二百五十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第二百五十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第五十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第五十三条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、

政令[※]で定める。

※ 電気通信紛争処理委員会令

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

第五十四条 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第五十五条 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する

協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（準用）

第二百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、第一百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第一百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第一百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第一百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第

三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

（その他の協定等に関するあつせん等）

第五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令[※]で定める協定又は契約（第三項において「協定等」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第五十七条第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

※ 本法施行令第七条

第五十七条の二 電気通信事業者と第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契

約」という。)の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第五十七条の二第二項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

(申請の経由)

第五十八条 この節の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第五十九条 この節に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は政令[※]で定める。

※ 電気通信紛争処理委員会令

(委員会への諮問)

第六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しな

ければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に關する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に關する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に關する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に關する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信業務の提供に關する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による卸電気通信業務の提供に關する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に關する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に關する裁定又は第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に關する裁定

二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信業務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告又は第二百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)、又は第二百一十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主事者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主事者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(勧告)

第六十二条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。
2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

(適用除外等)

第六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者に電気通信役務(当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。)を提供する電気通信事業

二 その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)、又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二百五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について適用する。

(意見の申出)

第七十二条 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（あつせん等の対象となる協定等）

第七条 法第五十七條第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信回線設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供に関する協定又は契約
- 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他業務の委託に関する協定又は契約
- 三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十八條第三項に規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令[※]で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

※ 電気通信事業法施行規則第五十四條の二

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

四

（接続に係る申立て）

第二十三条の十四 法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申立書を、同条第二項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（接続に係る裁定の申請）

第二十三条の十五 法第三十五条第三項又は第四項の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

（共用に係る申立て）

第二十五条の三 法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、当該申立てが次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申立書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 電気通信設備の共用に係る申立て 様式第十七の六
- 二 電気通信設備設置用工作物の共用に係る申立て 様式第十八の三

（共用に係る裁定の申請）

第二十五条の四 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の申請をしようとする電気通信事業者は、当該裁定の申請が次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 電気通信設備の共用に係る裁定の申請 様式第十七の七
- 二 電気通信設備設置用工作物の共用に係る裁定の申請 様式第十八の

（卸電気通信役務の提供に係る裁定の申請）

第二十五条の八 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十九の申請書を提出しなければならない。

（卸電気通信役務の提供に係る申立て）

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第七条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 データベース（法第十八条第三項に規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに用いられる設備
- 二 自家発電設備、クロージャ（伝送路設備をその先端において他の伝送路設備と接続させる設備をいう。）その他の土地等（法第二百二十八条

- 第一項に規定する土地等をいう。）又は電気通信設備に附属して設置される設備
- 三 専用役務の提供に当たつて用いられ、又は使用契約に基づき提供される設備（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 無線局の免許人等（電波法第六条第一項第九号に規定する免許人等

をいう。)が当該免許人等以外の者に運用させる無線局の無線設備(前号に掲げるものを除く。)

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

一〜八 (略)

九 法第三十五条第一項又は第二項の申立て

十 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十一 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十二 法第三十八条第一項の申立て

十三 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

四項の裁定の申請

十四 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

裁定の申請

十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て

十六〜二十九 (略)

三十 法第四百十条第一項の届出

三十一 法第四百十条第四項の認可の申請

三十二 法第四百四十一条第一項の指定の申請

三十三 (略)

2 (略)

(電磁的方法による提出)

第七十条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書

類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

様式第17の5（第23条の14関係）

接続協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を
記載すること。)

電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法第35条第1項の規定により、
不能

次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17の6 (第23条の14、第25条の3関係)

接続
共用 協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信設備の接続
共用に関する協議が不調
不能のため、電気通信事業法 第35条第2項
第38条第1項の規定により、

次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び 代表者の氏名)及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進す るために必要であり、かつ、適切であると 認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17の7（第23条の15、第25条の4関係）

接続
共用 協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を
記載すること。）

電気通信設備の接続
共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注1）の規定により、次のと
おり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その 年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第35条第3項
- (2) 第35条第4項
- (3) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項
- (4) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項

2 用紙の大きさは、日本工業規A列4番とすること。

様式第18の3 (第25条の3 関係)

共用協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
することとし、代表者が自筆で記入したとき
は、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が 不調 のため、電気通信事業法第38条第1項の規定に
不能

より、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第18の4（第23条の15、第25条の4関係）

共用協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載

することとし、代表者が自筆で記入したとき

は、押印を省略できる。） 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担

当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記

載すること。）

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注1）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

(1) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項

(2) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 19 (第25条の 8 関係)

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する
同法 第 35 条第 3 項 の規定により、次のとおり裁定を申請します。
第 35 条第 4 項

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
裁定を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
卸電気通信役務の提供に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第19の2（第25条の9関係）

卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。） 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。）

卸電気通信役務の提供に係る協議が^{不調}不能のため、電気通信事業法第39条において準用する同法

第38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。
- 二 「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。
- 三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。
- 四（略）
- 十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。

十六・十七（略）

十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

十九（略）

二十 「放送局」とは、放送をする無線局をいう。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十三条第一項の認定を受けた者をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者をいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四（略）

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

二十七（二十九）（略）

（再放送）

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図る

ため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができるときはできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（一般放送の業務の登録）

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令[※]で定める一般放送については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

3 前項の申請書には、第二百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

※ 本法施行規則第三百三十三条

（受信障害区域における再放送）

第四百十条 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令[※]で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。以下この条、第四百十二条及び第四百十四条において同じ。）の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令[※]で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基

幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない。

2 前項の規定により指定を受けた者(以下「指定再放送事業者」という。)は、同項の規定による再放送の役務の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならぬ。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。

5 国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令^{※1}で定める。

※1 本法施行規則第六十条

※2 同規則第六十三条

※3 同規則第六十一条

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

第四百二十二条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。)が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信して再放送に係る第十一条の同意(以下この節において単に「同意」という。)について協議を申し入れたにもかかわらず、

当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 電気通信事業法第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第四百四十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4 電気通信事業法第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第四百十三条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令[※]で定める。

※ 電気通信紛争処理委員会令

(裁定)

- 第四百四十四条** 第四百四十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。
- 2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
 - 3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。
 - 4 同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。
 - 5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。
 - 6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
 - 7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

○放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則(抄)

(有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法(以下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。)第十二条の規定による届出をしている者であつて、新放送法第百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請(新放送法第百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。)	新放送法第百二十六条第一項の規定による登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請(新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)	新放送法第百三十三条第一項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第七条第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第百二十六条第一項の登録を受け	新放送法第百三十条第一項の規定による変更登録の申請

たものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)

旧有線テレビジョン放送法第七条第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第百三十三条第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)

新放送法第百三十三条第二項の規定による届出

旧有線テレビジョン放送法第十条の二第一項及び第二項並びに第十条の三第二項の規定による認可の申請

新放送法第百三十四条第二項の規定による届出

旧有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定による裁定の申請

新放送法第百四十四条第一項の規定による裁定

旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の規定による認可の申請(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)

新放送法第百四十条第二項の規定による届出

3 5 (略)

6 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第百四十条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 11 (略)

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）（抄）

（登録を要しない一般放送）

第三百三十三条 法第二百二十六条第一項ただし書の総務省令で定める一般放送は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 衛星一般放送

二 一の有線放送施設（有線一般放送を行うための有線電気通信設備をいう。以下同じ。）に係る引込端子の数が五〇一以上の規模の有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送を含む。）以外の放送

2 前項第二号の場合において、次の表の上欄に掲げる引込端子については、その数にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる数をもってその数とする。この場合、同表の二の項の当該受信設備のうち、一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域。同表の三の項において同じ。）にあるものについては、その数にかかわらず、一の受信設備とみなす。

<p>一 一の引込端子に他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備（当該設備に順次接続する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を含む。下欄において同じ。）を接続する場合における当該一の引込端子</p>	<p>当該他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備の引込端子の数</p>
<p>二 一の引込端子に二以上の受信設備を接続する場合における当該一の引込端子</p>	<p>当該受信設備の数</p>
<p>三 二以上の引込端子が一の構内にある場合における当該二以上の引込端子</p>	<p>一</p>

3 前項の表の二の項及び三の項の規定は、同表の一の項の下欄に掲げる引込端子について準用する。

（指定に係る区域）

第六十条 法第四十条第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

一 受信障害区域（その属する都道府県を放送対象地域とする地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。（以下この款において同じ。）の受信障害が発生している区域をいう。以下同じ。）内のみにあって、法第四十条第一項の規定による再放送（以下「義務再放送」という。）をする場合 当該受信障害区域

二 受信障害区域の属する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

三 有線テレビジョン放送を行う場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該有線テレビジョン放送を行う区域が属する市町村の区域

2 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併が行われた場合における前項第二号及び第三号の適用については、これらの規定中「市町村の区域」とあるのは、「法第四十条第一項の規定による指定の区域に有線テレビジョン放送を行っている区域の属する合併関係市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第三項に規定する合併関係市町村をいう。）の区域」とする。

(指定再放送事業者の指定に関する基準)

第六十一条 総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者(登録一般放送

事業者に限る。以下この款において同じ。)が次に掲げる基準に適合する

と認めるときは、法第四十条第一項の指定をすることができる。

一 有線テレビジョン放送事業者が次のイからトまでのいずれにも該当しないこと。

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法第三十三条第一項又は法第四十条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ニ 第六十五条第一項の規定により指定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 法人又は団体であつて、その役員がイからニまでのいずれかに該当する者であるもの

ヘ 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者

ト 法第三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

二 有線テレビジョン放送事業者が現に法第四十条第一項に規定する区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること(法第二百二十六条第一項の規定による登録又は法第三百十条第

一項の規定による変更登録を受けた場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに関し有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なもの認められる場合を含む)。

2 総務大臣は、前項の規定による有線テレビジョン放送事業者の指定について、同項第一号へ及びト並びに第二号の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、当該有線テレビジョン放送事業者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

3 法第四十条第一項の規定による指定については、同項の市町村の区域を勘案して定める区域を明らかにして指定するものとする。

4 総務大臣は、法第四十条第一項の規定により指定をしたときは、有線テレビジョン放送事業者にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、指定の変更について準用する。

(義務再放送を要しない場合)

第六十三条 法第四十条第一項の正当な理由がある場合として総務省令で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、義務再放送を要しない地上基幹放送は、第一号に掲げる場合にあつては、当該一の放送事業者のものに限るものとする。

一 指定再放送事業者が、その有線電気通信設備を用いて、同時再放送以外の方法で当該義務再放送に係る一の放送事業者の地上基幹放送の全ての放送番組に変更を加えないで当該地上基幹放送と同時に有線テレビジョン放送を行う場合

二 技術的理由その他のやむを得ない事由により、受信障害区域内のみに限つて義務再放送を行うことができない場合であつて、当該受信障害区域以外の区域における再放送についての同意が得られない場合

三 指定再放送事業者がその責めに帰することができない事由により、

受信障害区域の一部の区域において義務再放送を行うことが著しく困難である場合であつて、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認められた場合

(裁定の申請)

第二百六十六条 法第四十四条第一項の規定による裁定の申請は、別表第五十一号の様式の申請書により行うものとする。

(意見書)

第二百六十七条 法第四十四条第二項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 意見書を提出する基幹放送事業者の氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 二 法第四十四条第一項本文の同意をしない理由
- 三 協議の経過(協議をしていない場合は、その具体的事情)
- 四 その他参考となる事項

(裁定の通知)

第二百六十八条 法第四十四条第六項の通知は、裁定書の謄本を添付して行うものとする。

(書類の提出等)

第二百六十六条 法(第五章、第六章、第四百七十七条、第七百七十五条及び第八十号の規定に限る。)又はこの省令の規定(第四章及び第五章の規定に限る。)により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

- 一 申請、届出又は報告(以下「申請等」という。) 当該申請等をしよ

うとする者が行い、又は行おうとする放送の放送対象地域(当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。)又は業務区域(これらの区域が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む)次号及び次項において同じ。)の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域)を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

二 第二百六十七条の規定による意見書 当該意見書に係る裁定の申請に係る地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)を行う基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して提出すること。

254 (略)

(電磁的方法により記録することができる書類等)

第二百七十七条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

再放送同意について協議が^{注1}不調のため、放送法第 144 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 申請に係る基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 申請に係る再放送の概要
 - (1) 再放送しようとするテレビジョン放送
 - (2) 再放送の業務を行おうとする区域
 - (3) 再放送の実施の方法
 - (4) 申請者が希望する再放送の開始期日
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

注 1 不要の文字は、抹消すること。

注 2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何) 社 (何) テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送の業務を行おうとする区域」は「(何) 県 (何) 市」、「(何) 県 (何) 郡 (何) 町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。

注 3 「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。

注 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 5 該当箇所全部に記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

○放送法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十二号）附則（抄）

（指定に係る区域等の規定の特例）

第七条 改正法附則第五条第六項に規定する改正法による改正後の放送法第百四十条第一項の指定を受けたものとみなされる者（以下「みなし指定事業者」という。）について新規則第百六十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「当該各号に定める区域」とあるのは、「当該各号に定める区域又は放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日の前日において、同法附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可を既に受けた放送法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十二号）附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）別記第一に定める施設区域（施設設置完了予定が到来していない区域も含む。）とする。

2 みなし指定事業者について新規則第百六十条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「市町村の合併の特例に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等の後に市町村の合併が行われた場合又は放送法等の一部を改正する法律の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律」と、「法第百四十条第一項の規定による」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律による廃止前の有線テレビジョン放送法第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の際現に有線テレビジョン放送を行っている区域の属する当該許可若しくは変更の許可等を受けたときの市

町村又は法第百四十条第一項の規定による」とする。

3 みなし指定事業者について新規則第百六十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第百六十一条第一項各号（第一号へ及びトを除く。）のいずれか」とあるのは、「第百六十一条第一項第一号（へ及びトを除く。）又は現に法第百四十条第一項に規定する区域の全部若しくは大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること（放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等若しくは法第百二十六条の規定による登録若しくは法第百三十条の規定による変更登録をした場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに関し有線テレビジョン放送施設の施設計画又は有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なもの」と認められる場合を含む。）のいずれか」とする。

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
- 六 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令^{（※1）}で定める業務を行うこと）を目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令^{（※2）}で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与える

おそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。

2 電気通信事業法第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十五第三項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 電気通信事業法第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

※1 本法施行規則第二十条の二

※2 同規則第二十条の三

（政令への委任）

第二十七条の三十六 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令^{（※）}で定める。

※ 電気通信紛争処理委員会令

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（抄）

（あつせん等の対象となる無線局に係る業務）

第二十条之二 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、

次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務
- 二 放送の業務
- 三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- 四 電気事業に係る電気の供給の業務
- 五 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- 六 ガス事業に係るガスの供給の業務
- 七 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務

（あつせん等に係る無線局に関する事項）

第二十条之三 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める事項は、

次に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方
- 二 通信事項
- 三 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- 四 無線設備
- 五 放送事項
- 六 放送区域
- 七 識別信号
- 八 電波の型式

九 周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）（抄）

（定義）

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一〜四 （略）

五 「MCA陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうち、MCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるもの（次号に規定するデジタルMCA制御局を除く。）をいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局（MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を中継するためにMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

六 「デジタルMCA陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうち、デジタルMCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、デジタル方式により二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局又はデジタル指令局（デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる無線通信及びその無線通信を中継するためにデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

七〜十一 （略）

○電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）

（特別委員）

- 第一条 電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 特別委員の任期は、二年とする。
- 4 特別委員は、再任されることができる。
- 5 特別委員は、非常勤とする。

（会議）

- 第二条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局長）

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

- 第四条の二 委員会の事務局に、参事官一人を置く。
- 2 参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第四条の三 前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信紛争処理委員会事務局組織規則

（あつせんの通知）

第五条 委員会は、当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

（あつせんをしない場合等の通知）

第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第五百四十二条第二項（事業法第五百四十六条第一項及び第二項、第五百四十七条第二項並びに第五百四十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第三百一十二号）第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第三百一十二号）第四百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

(名簿の作成)

第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項(事業法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第四項並びに第百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。)の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令[※]で定める。
※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第二条

(仲裁委員の選定等)

第八条 委員会は、仲裁の申請があつたときは、当事者に対して前条第一項の名簿の写しを送付しなければならない。

2 当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかつたときは、当事者の合意による選定がなされなかつたものとみなす。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

第九条 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないことを認める事業法第百五十五条第三項に規定する委員会の委員その他の職員があるときは、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に委員会に対し通知することができる。
2 委員会は、事業法第百五十五条第三項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案して

するものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

第十条 委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

(文書及び物件の提出)

第十一条 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる。

(仲裁判断の作成)

第十二条 仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

(あつせん及び仲裁の手続の非公開)

第十三条 あつせん委員の行うあつせん及び仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。ただし、あつせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令[※]で定めるところにより、あつせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第三条

(あつせん及び仲裁の申請手続)

第十五条 事業法第五十四条第一項(事業法第五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百七条第一項及び第五百七条の二第一項、電波法第二十七条の三十五第一項並びに放送法第四百十二条第一項の規定によるあつせん並びに事業法第五百五十五条第一項(事業法第五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第三項及び第五百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十五第三項並びに放送法第四百十二条第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則

(委員会の運営)

第十六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める[※]。

※ 電気通信紛争処理委員会運営規程

○電気通信紛争処理委員会事務局組織規則（平成十三年総務省令第五百十四号）

- 1 電気通信紛争処理委員会の事務局に、紛争処理調査官を置く。
- 2 紛争処理調査官は、命を受けて、電気通事事業、電波の利用又は放送の業務に係る紛争の処理に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

○総務省電気通信紛争処理委員会事務局組織規程（平成十三年総務省訓令第二三二二号）

（総則）

- 第一条 総務省電気通信紛争処理委員会事務局（以下「事務局」という。）の事務分掌その他組織の細目は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（上席調査専門官及び調査専門官）

第二条 事務局に、上席調査専門官及び調査専門官を置く。

- 2 上席調査専門官は、命を受けて、参事官又は紛争処理調査官を助け、調査専門官の事務の調整に関する事務を行う。

- 3 調査専門官は、命を受けて、事務局の事務を分担処理する。

○電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第五百五十五号）

（あつせん及び仲裁に関する通知の方法）

- 第一条** 電気通信紛争処理委員会令（以下「令」という。）第五条、第六条、第八条第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）、次項において同じ。及び第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。
- 2 令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付すものとする。

（名簿の記載事項）

- 第二条** 令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日

（あつせん及び仲裁の状況の報告）

- 第三条** 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あつせん及び仲裁の申請件数
- 二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数
- 三 あつせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数

- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に
関し重要な事項

（あつせんの申請）

- 第四条** 電気通信事業法（以下「事業法」という。）第五百五十四条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項又は第五百五十七条の第二項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。
- 2 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の第三十五第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第四百二十二条第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第三の申請書を委員会に提出しなければならない。
- 4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

（仲裁の申請）

- 第五条** 事業法第五百五十五条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第三項又は第五百五十七条の第二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。
- 2 電波法第二十七条の三十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3 放送法第四百二十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第六の申請書を委員会に提出しなければならない。
- 4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前

項の申請書に添えて提出しなければならない。

5 紛争が生じた場合に事業法、電波法又は放送法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項、第二項又は第三項の申請書に添えて提出しなければならない。

(申請の方法)

第六条 事業法第百五十四条第一項(事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む)、第百五十七条第一項若しくは第百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十五第一項若しくは放送法第百四十二条第一項のあつせん又は事業法第百五十五条第一項(事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む)、第百五十七條第三項若しくは第百五十七條の二第三項、電波法第二十七条の三五第三項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長を経由して行うことができる。

(電磁的方法による提出)

第七条 電気通事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第七十条の規定は、この省令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

様式第1（第4条第1項関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
（申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注1））に関する協議が^{不調}_{不能}のため、電気通信事業法（関連条項（注1））の規定により、次のとおりあつせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あつせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第4条第2項関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電波法第27条の35第1項に規定する契約に関する協議が^{不調}_{不能}のため、同項の規定により、次のとおりあつせんに申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あつせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3（第4条第3項関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が^{不調}_{不能}のため、同項の規定により、次のとおりあつせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注1）	
あつせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者（放送法第2条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第6において同じ。）、指定再放送事業者（放送法第140条第2項の指定再放送事業者をいう。様式第6において同じ。）又は届出一般放送事業者（放送法第133条第1項の届出をした者をいう。様式第6において同じ。）のいずれかを記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第5条第1項関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
（申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注1））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注1））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

- 2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5（第5条第2項関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記
載することとし、代表者が自筆で記入したと
きは、押印を省略できる。）

印

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。）

電波法第27条の35第1項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次
のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注1）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が
電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求め
る事項に対する答弁を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6（第5条第3項関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注1）	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

- 注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者、指定再放送事業者又は届出一般放送事業者のいずれかを記載すること。
- 2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○電気通信紛争処理委員会運営規程

平成十三年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

最終改正 平成二十三年六月二十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

(目的)

第一条 電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第二条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員等（委員及び議事に関係のある特別委員をいう。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知する。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員等にあらかじめ通知した上で、文書による審議を行うことができる。なお、文書による審議を行った場合は、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

(指名の欠格)

第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百五十四条第三項（法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第二項及び百五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第百四十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定するあつせん委員又は法第百五十五条第二項（法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第四項及び百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。

一 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。

二 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の内、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。

三 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

2 委員会は、既にあつせん委員又は仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が前項の特別な関係にあることが分かたるときは、速やかに当該指名を解除する。

3 前二項の規定は、仲裁委員を、当事者が合意によって選定した者につき指名する場合には、適用しない。

(回避)

第三条の二 委員及び特別委員は、前条第一項各号に規定する場合のほか自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない。

(代理人及び補佐人)

第三条の三 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

3 当事者又は代理人は、あつせん委員及び仲裁廷（三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(手続の分離又は併合)

第三条の四 あつせん委員又は仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あつせん又は仲裁の手続を分離し、又は併合することができる。

(あつせんをしない場合等の通知)

第四条 委員会は、法第百五十四条第二項（法第百五十六条第一項及び第二

項、第五百五十七条第二項及び第五百五十七条の二第二項、電波法第二十七条の三十五第二項並びに放送法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切つたときも、同様とする。

(あつせんの答弁書の提出期間の指示)

第四条の二 委員会は、電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第五条の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

(複数のあつせん委員によるあつせんの審理の指揮)

第四条の三 複数のあつせん委員が指名された場合は、あつせんの審理の指揮を行う者を、あつせん委員の互選により選任する。

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第五十五条第三項（法第五十六条第一項及び第二項、第五百五十七条第四項及び第五百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第四百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 前項の開示は、電気通信紛争処理委員会令第八条の規定による名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う。

第五条 削除

(仲裁手続の準則)

第五条の二 仲裁廷は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従って仲裁手続を行う。

2 仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。

(準備手続)

第六条 仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるときは、仲裁委員の一人又は二人をして争点若しくは証拠の整理その他の準備手続を行わせることができる。

2 仲裁の審理期日に仲裁委員の一人又は二人が欠席したときは、出席した仲裁委員は、前項の準備手続を任意に行うことができる。

3 前二項の規定により準備手続を行った仲裁委員は、当該準備手続の後ににおける最初の審理期日までに、他の仲裁委員に対しその結果を報告しなければならない。

(和解の勧告)

第七条 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であつても、仲裁を求め事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。

2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の和解の勧告を、仲裁委員の一人又は二人をして行わせることができる。

(仲裁判断)

第八条 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならない。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

一 当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所

二 代理人があるときは、その氏名及び住所

三 主文

四 事実

五 理由

六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

2 仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求め事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあつたときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる。

(証拠資料の閲覧)

第八条の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようにする。

(諮問を要しない事項)

第九条 法第六十条ただし書に規定する委員会への諮問を要しない事項は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとす。

(諮問及び答申並びに勧告)

第十条 委員会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

3 委員長は、委員の中から起草委員を命じ、答申及び勧告の案の起草をさせることができる。

4 答申及び勧告には、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記することができる。

(意見の聴取)

第十一条 委員会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。

2 前項の場合において、委員会は、必要と認めるときは、広く意見を募集することができる。

3 委員会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参考とする。

(聴聞の主宰者の推薦)

第十二条 法第六十一条第二項に規定する聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員長の指名により推薦する。

(不利益処分に関する調査審議)

第十三条 委員会は、不利益処分に関する審議に当たり、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の聴聞の審理の経過を記載した調査の内容及び同条第三項の報告書に記載された聴聞の主宰者の意見を参考

とする。

(議事録)

第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記載する。

一 開催の年月日及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員及び特別委員の氏名

四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名

五 出席した関係職員の所属及び氏名

六 議題

七 調査審議の内容

八 議決事項

九 その他必要な事項

2 前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委員長の承認を得るものとする。

(議事録等の保存)

第十五条 前条第二項の規定により委員長の承認を得た議事録(以下「会議の議事録」という。)及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。

(会議の公開)

第十六条 会議は、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(会議の議事録の公表)

第十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。

- 2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と認められた場合は、委員会はその理由を公表する。
- 3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。

(会議で使用した資料の閲覧)

- 第十八条 会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。

- 2 前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(あつせん又は仲裁の手続に係る資料の非公開)

- 第十九条 あつせん又は仲裁の手続においてあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、公開しない。

- 2 前項の規定に関わらず、委員会は、あつせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる。

(あつせん及び仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表)

- 第二十条 委員会は、あつせん又は仲裁の手続に関してあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。

- 一 あつせん又は仲裁の申請の受理の年月日
- 二 あつせん又は仲裁の手続の終結の年月日 (手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日)
- 三 あつせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要

- 2 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。

- 一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
- 二 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合
- 3 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。

附 則

平成十三年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

平成十四年二月二十六日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

- 1 この決定は、平成十四年二月二十七日から施行する。
- 2 この決定の施行の際現にされているあつせんの申請に係る審理については、本決定の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則

平成十四年六月二十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

平成十五年二月十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十五年二月十二日から施行する。

附 則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

- 1 この決定は、平成十五年十月三日から施行する。ただし、第二条の規定

については、仲裁法（平成十五年法律第百三十八条）の施行の日〔平成十六年三月一日〕から施行する。

2 第一条の規定による改正の後の規定は、この決定の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用し、第二条の規定による改正の後の規定は、同条の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用する。

附則

〔平成十六年三月十五日〕
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

〔平成十六年十一月三十日〕
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附則

〔平成二十年三月十八日〕
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成二十年四月一日から施行する。

附則

〔平成二十三年六月二十八日〕
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日〔平成二十三年六月三十日〕から施行する。

○電気通信紛争処理委員会仲裁準則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

最終改正 平成二十三年六月二十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

(適用範囲)

第一条 この決定は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する。

(書面によってする通知)

第二条 仲裁手続における通知を書面によってするときは、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所（名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。）に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における通知を書面によってする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により発送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであった時に通知がされたものとする。

(忌避の手続)

第三条 仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

2 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があつたことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

(暫定措置又は保全措置)

第四条 仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対して

も、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。
2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

(仲裁手続の方法)

第五条 仲裁廷は、この決定の規定に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる。この場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

(異議権の放棄)

第六条 仲裁手続においては、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

(仲裁地)

第七条 仲裁地は、東京都とする。

2 仲裁廷は、前項の規定による仲裁地にもかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

一 仲裁廷の評議

二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

三 物又は文書の見分

四 前二号に掲げるもののほか、事実関係につき行う調査

(仲裁手続の開始)

第八条 仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があつた旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。

(仲裁に付することについての回答期間の指示)

第八条の二 委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合（当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。）においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。

(言語)

第九条 仲裁手続において使用する言語は、日本語とする。その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

- 一 口頭による手続
- 二 当事者が行う書面による陳述又は通知
- 三 仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知

(当事者の陳述)

第十条 仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

(口頭審理)

第十一条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

(当事者の守秘)

第十二条 当事者は、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」という。）第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第十三条 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時まで収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。

2 仲裁廷は、電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第二百六十二号）第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。
二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一 鑑定人に質問をすること。
二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。

(仲裁判断において準拠すべき法)

第十六条 仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であつて事件に直接適用されるべきものを適用する。

(仲裁廷の議事)

第十七条 仲裁廷の長は、委員会が仲裁委員の中から指名する。

2 仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う。

3 仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する。

4 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる。

(和解勧告の実施の承諾等の方法)

第十八条 運営規程第七条の承諾又はその撤回は、書面で行わなければならない。

(仲裁判断の訂正の申立て期限)

第十九条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りの訂正を申し立てるときは、これを、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第二十条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

(追加仲裁判断)

第二十一条 当事者は、仲裁手続における申立てのうち仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁廷に対し、当該申立てについて仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(仲裁費用の分担)

第二十二条 当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。

附 則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

- 1 この決定は、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。ただし、第一条及び第十二条の規定は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(平成十五年電気通信事業紛争処理委員会決定第二号)の施行の日から施行する。
- 2 この決定の施行前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この決定の施行前に提起された仲裁委員忌避の訴えについては、なお従前の例による。

附 則

平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則

平成二十三年六月二十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日「平成二十三年六月三十日」から施行する。